

# 序章 景観計画の概要

## (1) 目的

本市は、中山道の宿場町として古くから栄え、往時を偲ばせるまちなみが本市の歴史文化を今に伝えています。

また、東京都心に近接する交通利便性の良さから、戦後、急速に市街化が進展してきましたが、市域面積が全国一小さい特色を活かしながら、暮らしやすい住宅都市として発展してきました。

こうした中、本市は「コンパクトシティ版」将来ビジョンを策定し、他都市とは異なる本市固有の特性を活かしながら、魅力ある住宅都市の形成に向けたまちづくりを進めています。

本計画は、景観法（平成16年法律第110号）に基づき策定する計画で、これまで受け継がれてきた歴史文化と、それを礎に誰もが住みやすく、さらに魅力あふれるまちにしていいため、本市にとって望ましい景観形成を進めるための指針となるものです。

## (2) 意義

本市において、景観法を活用した良好な景観づくりに取り組む意義は次のとおりです。

### ■ 本市にとって景観が大切な理由

- 景観は、「まちの善し悪しを『見ること』によって測る『ものさし』」といわれます。暮らしやすいまち、訪れる価値のあるまちには、魅力的な景観が不可欠です。
- 中山道の宿場町のまちなみや暮らしやすい住環境などを次の世代に引き継ぐとともに、さらにその価値を高める景観づくりは、まちの活性化の原動力となって、将来にわたって住み続けることのできるまちとしての発展を牽引していくことになると思います。

### ■ 本市が景観づくりに取り組む理由

- 見慣れたまちの景観は、身近であるだけに日常生活の中で気づきにくく、気づいたときには大きな景観の変化が起きている可能性があります。また、一度失われてしまった景観を取り戻すことは難しいものです。
- 景観をよいものにするためには、市民や事業者の皆さんと市が「まちの景観の価値」や「あるべき景観の姿」を共有することが不可欠です。このため、景観づくりへの取り組みを通じて、この「変化」を確認・点検し、必要な対策を講じていくことが必要と考えます。

## (3) 計画期間

景観は、長い年月をかけた取り組みの積み重ねにより、はじめて現実の姿として明らかになるため、本計画の計画期間は、特に定めないこととします。ただし、本市の上位計画である「コンパクトシティ版」将来ビジョンが10年、関連計画である都市計画マスタープランが20年を計画期間としており、関係施策・事業などとの調整、整合を図るため、20年後を見

据えつつ、概ね10年を目途に取り組みを進めます。

なお、科学技術の進歩はめざましく、社会経済の変化とともに市民の意識や価値観も多様化していることから、これらの動向を踏まえることが必要となります。また、今後の取り組みを通じて地域独自の景観形成方針や景観形成基準などの検討が進められた場合には、その考え方を本計画に反映することが必要となります。

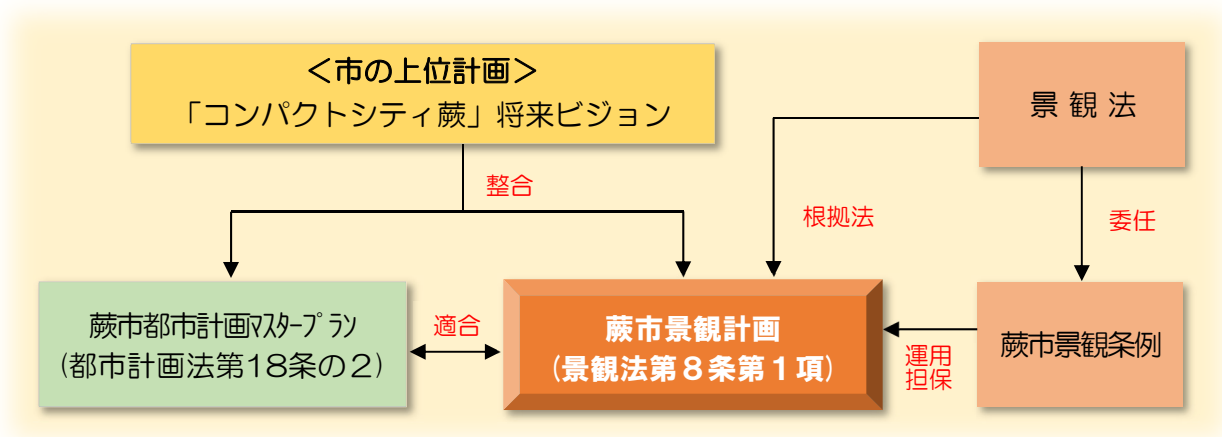
このため、適切な時期に本計画の見直しを行います。

#### (4) 位置づけ

本計画は、景観法第8条第1項に基づく法定計画であるとともに、本市の上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンに整合し、蕨市都市計画マスタープランに適合した、景観部門のマスタープランとして策定するものです。

また、本市の総合的な景観行政のあり方や景観法の委任事項である景観計画の運用等に関し必要な事項を定める景観条例によって、担保される計画です。

図 景観計画の位置づけ



#### (5) 計画の構成

本計画は、本市における良好な景観づくりを進めるための「道しるべ」であり、市民・事業者・行政などの景観づくりの主体が、景観の基本理念や基本目標、良好な景観の形成に関する方針を共有し、景観づくりに取り組むことを目的とします。また、これらを実現するための行為制限の対象と、これら行為が遵守すべき景観形成基準を示しています。

